

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を設置している者から変更事項の届出があった。

平成23年9月9日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 日本レジャービジネス株式会社
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 リビングセンターマッハ 盛岡市上堂一丁目2番38号
- (3) 変更しようとする事項
  - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
  - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
  - ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- (4) 変更する年月日 平成24年4月20日

2 届出年月日 平成23年8月19日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所